## 弊社販売商品に対する価格表示方法について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り誠に 有難うございます。

弊社より販売する商品の価格表示方法についてご案内いたします。 下記内容につきましてご確認くださいますようお願い申し上げます。

(なお、取扱商品に対する価格、総額の詳細につきましては弊社営業担当までお問い合わせください。)

敬具

記

弊社ウェブサイト、メールマガジン、製品カタログ等でご案内している**価格表示は全て** 

## 「消費税を含まない(税抜)」

となっております。これは弊社より販売させていただく商品の殆どに個別の送料が必要となるため、この送料を含まない価格を「総額表示」として掲載すると混乱を招いてしまう恐れがあるためです(弊社送料は精密機器を安全にお届けするためのもので、その商品の大きさ、重量やお届け地域により変動するため全商品の送料を一律に表記することができません)。お客様よりお問い合わせをいただいた場合には、商品の表示価格に送料を加えて消費税を計算した総額を個別にご案内申し上げます。

なお、消費税法第 63 条では「消費税額および地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならい。」とされていますが、この総額表示の義務付けは「不特定かつ多数の者に対する(一般的には消費者取引における)値札や広告などにおいてあらかじめ価格を表示する場合」が対象であり、事業所間取引における価格表示は総額表示義務の対象になりません。弊社取扱商品は事業所向けを主としており、基本的に一般消費者を対象としていないため総額表示の義務付けには該当いたしません。

以上